

○ 留 意 事 項

- ① 医療補助金は、満60歳を超えた最初の4月1日から(特別会費制度を適用申請された方は、満50歳を超えた最初の4月1日から)給付します。
- ② 医療補助金は、退職会員届と同時に登録した金融機関の口座へ振込みます。
(送金通知は出しませんので、適宜ご確認ください)
- ③ 請求書が毎月20日までに届いたものは翌月の20日頃送金します。
- ④ 次のような場合は、給付されません。
 - ・医療保険診療以外の医療費。
 - ・国民健康保険その他いずれの社会保険にも加入していないとき。
 - ・第三者が医療費を負担するとき。(交通事故の加害者負担等)
 - ・医療機関にかかった月から1年以内に請求しないとき。
 - ・福祉医療給付等により、自己負担がないとき。
- ⑤ 医療補助金請求書に医療機関・薬局等で証明を受けて請求してください。
(一部医療機関を除く。)
 - ・初診時に何か月分記入してもらえるか相談してください。
 - ・医療機関によっては証明に日数がかかる場合がありますので、お早めに手続きを行ってください。
- ⑥ 給付額
 - ・医療補助金給付最高限度額を月額100,000円とします。
 - ・月毎の窓口自己負担額から3,000円を控除した額の6割を給付します。
 - ・他共済から医療給付を受ける方は、1か月の基礎控除額の合計から3,000円を控除した額の6割を給付します。
- ⑦ ご不明な点がございましたら、事務局へお問い合わせください。

(052-251-5914)